

選定療養費の改定について【2025年10月1日より】

特定機能病院に紹介状を持たずに初診等で受診される場合は、医療機関の機能分化の推進を図る目的から、通常の診療費とは別に選定療養費の徴収が義務付けられています。

当院は特定機能病院として、より一層の機能分化を推進するため、下記のとおり選定療養費を改定することとしましたのでお知らせします。

記

1. 改定日 2025年（令和7年）10月1日（水）

2. 改定料金

	対象者	現行	新
初診時 選定療養費	初診時に他院から当院宛の紹介状をお持ちでない方	7,700円(7,000円) ⇒	9,900円(9,000円)
再診時 選定療養費	再診患者さんの中で、当院から他院に対して紹介状による紹介を行ったにもかかわらず当院を再度受診される方	3,300円(3,000円) ⇒	4,950円(4,500円)
時間外 選定療養費	時間外、休日等に受診された場合で救急医が急を要しない（軽症）と判断した方	4,400円(4,000円) ⇒	13,200円(12,000円)

【注意事項】

- ・当院は、群馬県から紹介受診重点医療機関の指定を受け、すべての診療科において『**完全紹介制**』（一部、完全予約制）を採用していますので、

原則、紹介状がないと受診できません。

- ・上記は税込みの金額となります。（ ）内は助産に係る非課税金額となります。
- ・各選定療養費をご負担いただかない場合については別紙にてご確認ください。

令和7年6月



別紙

＜次の場合は選定療養費のご負担はありません＞

【初診時選定療養費】

- ①当院の他の診療科等から院内紹介されて受診する場合
- ②医科と歯科との間で院内紹介した場合
- ③特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ④救急医療事業、周産期事業等において休日、夜間受診した場合
- ⑤外来受診後そのまま入院となった場合
- ⑥地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する場合
- ⑦当院の治験協力者である場合
- ⑧災害により被害を受けた場合
- ⑨労務災害、公務災害、交通事故、保険診療外(自費診療)で受診の場合
- ⑩救急の患者、公費負担医療（生活保護含む）の対象患者で受診の場合
- ⑪その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合(急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者さんの都合により受診する場合を除く)

【再診時選定療養費】

- ①救急医療事業、周産期事業等において休日、夜間受診した場合
- ②外来受診後そのまま入院となった場合
- ③災害により被害を受けた場合
- ④労務災害、公務災害、交通事故、保険診療外(自費診療)で受診の場合
- ⑤救急の患者、公費負担医療（生活保護含む）の対象患者で受診の場合
- ⑥その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合(急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者さんの都合により受診する場合を除く)

【時間外選定療養費】

- ①他院から救急外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- ②重篤な症状にて救急車で搬送された場合
- ③外来受診後そのまま入院となった場合
- ④当院で当日受診があり、症状の増悪によって時間外に再受診する場合
- ⑤当院の医師より、あらかじめ時間外受診を指示されていた場合
- ⑥その他、当院が緊急で直接受診する必要性を特に認めた場合

